

次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム（第9回）会合
議事概要

- 1、 開催日時：平成21年10月26日（月） 13：00～15：05
- 2、 場 所：三田共用会議所3F大会議室（B～E）
- 3、 出席構成員：
須藤座長、井堀構成員、梅本構成員、大島構成員、鈴木（尚）構成員、茶谷構成員、
横江構成員、中島構成員
金融庁総務企画局総務課崎山情報企画調整官、
総務省大臣官房企画課榎田情報システム室長、
総務省情報流通行政局地域通信振興課青山地方情報化推進室長、
法務省大臣官房秘書課深石情報管理室長、
財務省大臣官房文書課河村業務企画室長、
厚生労働省大臣官房統計情報部企画課佐々木情報企画室長、
農林水産省大臣官房情報評価課土橋調査官、
経済産業省商務情報政策局杉浦情報プロジェクト室長、
国土交通省総合政策局行政情報化推進課岩本オンライン申請対策官

（オブザーバー）

内閣官房情報セキュリティセンター木本参事官、
内閣府規制改革推進室岡崎参事官補佐

(会議概要)

- 「【資料 1】引越ワンストップサービス実現WG報告書（報告書概要）」「【資料 2】引越ワンストップサービス実現WG報告書（案）」の説明を受け、以下のような意見が提出された。

総務省の引越ワンストップサービス実証実験は約 4 億円の事業。本実証実験は市町村と民間に対する手続きが対象。運転免許証の住所変更等の国や都道府県に対する手続きは今年度の事業の中で検討する予定。

引越ポータル等の運営主体、運営方法については、今後、具体的に検討する必要がある。これらについては、どのようなサービスの実現を目指すかによっても変わってくる。例えば総務省事業では、転出に関する手続きについて、IDやパスワードによるオンライン申請ではなく、公的個人認証サービスを用いてオンライン申請（そこで厳格な本人確認をする方法）を行うモデルが示されたが、公的個人認証サービスについては、制度上署名検証者が限られるため、ポータルの運営者が限られる。実現するサービス内容等と併せて検討する必要がある。

引越しワンストップサービス実現WGの報告書（案）について、内容に関して合意され、若干の語句の修正後、本PTの中間報告書（案）の第二部に加えることが了承された。

- 「【資料 3】次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム中間報告（報告書概要）」、「【資料 4】次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム中間報告（案）」の説明を受け、以下のような意見が提出された。

国・地方の行政機関間でお互いにセクショナリズムを廃止して情報の交換（バックオフィス連携）を実現することで、添付書類は半分になる可能性が示され、添付書類の削減による利便性の向上には相応の効果が期待できる。今後はその取組についても制度面も含めて具体的に検討を進めていく必要がある。

次世代電子行政サービス基盤は、引越、退職のみならず、結婚、育児等の様々なライフイベントや手続きを対象にできるように拡張性を考慮した仕組みとなっている。今後、どういったサービスを提供することができるのか、サービスの範囲や対象を明確にしていく必要がある。また、具体的なサービスの明確化に伴い、利便者の利便性や行政の効率化の効果など、投資対効果についても検討を進める必要がある。

中間報告書案によってどういった仕組みが必要か示されたため、着実に実現に向けての検討を進めることが可能になった。次のアクションプランの策定に関してスピード感を持って対応していくべきである。

ドイツの連邦政府、バイエルン州政府や、デンマーク、フランス、オーストリア、イギリス等、ヨーロッパ圏の政府の基盤はS O Aシステムへの移行の検討を進めている。また、アメリカ連邦政府はD A T A . G O Vによってデータの公開を既に実施しており、それらの諸外国の取組状況を踏まえながら、日本の取組を検討する必要がある。

中間報告書案では利用者側の不安を払拭できるような仕組みに関して、行政の透明性と第三者機関による監視について記載している。例えば、E U圏においてはE U指令に基づき、個人情報保護に関する第三者機関を組織化し監視しているという事例がある。

国・地方の横断的な公共サービスの実現に向けては、体制の整備や実作業を進めるために、相応の時間が必要となる。一部でもサービスを提供できる範囲から、段階的にスタートしていくことが現実的と考えられるので、段階的スタートに向けての明確な工程表を示す必要がある。

次世代電子行政サービスを実現する公共サービスポータルや公共サービス連携基盤について、中間報告書案においてはコンセプトのレベルで示しているが、あるべき姿を明確にするために物理的な制約等を極力排除した論理的なモデルでの記述が必要であった。今後、物理的な構成を検討する段階では、構築機関において、既存のネットワーク（霞が関WAN、L G W A N等）の活用等も含めて検討していく必要がある。

国民の利便性向上とバックオフィス連携を実現するためには、制度面の抜本的な見直しを進める必要がある。また、自治体の内部、特に基礎的自治体の中では住民情報等の有用な情報を保持していながらも、制度の壁のために相互にやりとりできない状況にある。そうした壁を取り払っていくよう制度面での検討が必要である。

バックオフィス連携の方式に関する基本的な考え方として、本来目指すべき姿は、効率的な連携が可能な標準仕様による連携であり、既存システムを前提とした連携は、当面の現実的な対応であると整理すべき。また、こうした標準仕様として、地域情報プラットフォームの策定が進められている。既に地方公共団体内の連携に必要な標準仕様は定められ、地方公共団体においては、これを活用したシステム再構築の取組が拡大している。今後、複数機関間の連携に必要な標準仕様を追加する予定。本プロジ

ェクトチームでは、「バックオフィス連携のための標準仕様については、地域情報プラットフォームを活用する」旨明確にすべきであり、中間報告では「データの標準化ルールとして地域情報プラットフォームを採用すること」及び『『公共サービス連携基盤』について、概ね地域情報プラットフォームでルールが定められている機能については、そのルールを採用すること』を明らかにすべきである。

本会合の後、一週間の期間でさらに意見を募集し、中間報告書を取りまとめる。本中間報告書案の最終的な修正は座長と事務局に一任し、透明性の確保の観点から従来通り資料を公開することとする。

以 上